

航空分野における新たな外国人材の受入れについて

- 航空分野（**空港グランドハンドリング**及び**航空機整備**）は、近年の訪日外国人旅行者数の増加に伴い、人手不足が深刻化
- 今後、訪日外国人旅行者数の政府目標（2020年4,000万人、2030年6,000万人）に向けた国際線旅客のさらなる増加等から、人員不足がボトルネックとなることが懸念
- そのため、**生産性向上の取組**や**国内人材の確保**を最大限行っても、**なお発生する人手不足**に対して、**制度開始から5年後までの累計で2,200人を上限に外国人材を受入れ**

対象となる業務の内容

※資格保持者等の指導者やチームリーダーの下で業務を行う

<空港グランドハンドリング業務>

- 航空機地上走行支援業務
 - ・航空機の駐機場への誘導や移動
- 手荷物・貨物取扱業務
 - ・手荷物・貨物の仕分け、ULDへの積付、取り降し・解体
- 手荷物・貨物の搭降載取扱業務
 - ・手荷物・貨物の航空機への移送、搭降載
- 航空機内外の清掃整備業務
 - ・客室内清掃、遺失物等の検索、機用品補充や機体の洗浄



航空機地上走行支援



手荷物・貨物取扱



手荷物・貨物の搭降載取扱



航空機への貨物等の移送

<航空機整備業務>

- 運航整備
 - ・空港に到着した航空機に対して、次のフライトまでの間に行う整備
- 機体整備
 - ・通常1～1年半毎に実施する、約1～2週間にわたり機体の隅々まで行う整備
- 装備品・原動機整備
 - ・航空機から取り下ろされた脚部や動翼、飛行・操縦に用いられる計器類等及びエンジンの整備



エンジンオイル量の確認



客室内の照明の交換



客室内椅子の取付・取外し



電線の交換

技能水準の評価方法

- 試験名称：航空分野技能評価試験（仮称）
（空港グランドハンドリング 又は 航空機整備）
- 実施主体：公益社団法人日本航空技術協会
- 実施方法：筆記試験及び実技試験 ※日本語で実施
- 実施回数：年数回を予定
- 実施場所：国外（具体的には検討中）及び国内で実施予定

<空港グランドハンドリング業務>

社内資格を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積みつけ等ができるレベルであることを確認する。

<航空機整備業務>

整備の基本技術を有し、国家資格整備士等の指導・監督の下、機体や装備品等の整備業務のうち基礎的な作業（簡単な点検や交換作業等）ができるレベルであることを確認する。

航空需要の増大

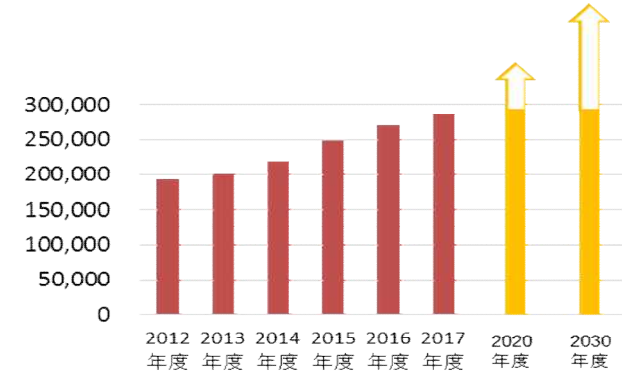
【国際線旅客数】

5年間で約1.6倍
 （2012年度:6,069万人
 → 2017年度:9,555万人）

【国際線着陸回数】

5年間で約1.5倍
 （2012年度:19.4万回
 → 2017年度:28.6万回）

国内空港における国際線着陸回数の推移



(受入れの必要性)

- 航空分野の有効求人倍率は平成29年度には代表的な職種で4.97倍（陸上荷役・運搬作業員）等となっており、平成28年の雇用動向調査における職業別の欠員率が運輸業・郵便業3.4%等となっている。
- 訪日外国人旅行者の増加等による航空需要の増加に的確に対応していくためには、資格保持者等の指導者やチームリーダーの指導・監督の下で、空港内での作業の制約を理解し、航空機用の特殊な機材や工具を用いて作業を行うという一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要不可欠。

(生産性向上のための取組)

- 業務のマルチタスク化、I T 技術や新型機器の導入による作業の効率化、シミュレーターによる支援車両操作訓練の導入等による人材育成の効率化、新型航空機の導入による作業工数の縮減等を図っている。

(国内人材確保のための取組)

- 賃金水準の改善や諸手当の拡充等の処遇の改善の取組が進んでいるほか、公休日数の引上げ、育児休業制度の拡充、継続雇用の拡大等の労働条件や職場環境の改善により、新規雇用の増加、若年離職者の抑制、高齢層の活用も図っている。

(受入れ見込み数)

- 5年間の受入れ見込み数は、最大2,200人であり、これを上限として運用する。

(求められる技能水準・日本語能力水準)

- 「航空分野技能評価試験（仮称）」
- 「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N 4以上）」
- 「空港グランドハンドリング職種」の技能実習 2号を修了した者は特定技能 1号の試験を免除。

(従事する業務（1号特定技能外国人）)

- 空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）
- 航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）

(特定技能所属機関に対して特に課す条件)

- 特定技能所属機関は、空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場を有する事業者等であること。
- 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する協議会に参加し、必要な協力を行うこと。
- 特定技能所属機関は、国土交通省等が行う調査や指導に対し、必要な協力を行うこと。

(特定技能外国人の雇用形態)

- 直接雇用に限る。

(特定技能外国人が大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置)

- 自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は以下の措置を講ずる。
 - ・ 地方における人手不足の状況について、定期的な把握を行う。
 - ・ 協議会等と連携し、業界における優良な取組に関する情報を全国的に周知し、地方部の中小事業者も含めた各特定技能所属機関に採用活動や生活支援の充実を促す。